

工事の最低制限価格の算定方法について

1. 対象案件

設計金額5,000万円未満の建設工事
 ※総合評価競争入札の案件を除く。

2. 算定方法

令和4年7月31日以前に入札公告又は指名通知を行う案件

最低制限価格		
最低制限基準価格		
① 直接工事費の97% ② 共通仮設費の90% ③ 現場管理費の90% ④ 一般管理費等の55% ⑤ その他の費用の90.7% ① から⑤の合計額（税抜） ただし、上記により算出した額が予定価格に7.5/10 を乗じて得た額を下回る場合は、予定価格に7.5/10 を乗じて得た額とする。	×	電子計算機（パソコン）でランダムに発生させた、変動係数1.00001~1.001（100通り）を乗じた金額（0.001%~0.1%の変動率）

令和4年8月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件

最低制限価格		
最低制限基準価格		
① 直接工事費の97% ② 共通仮設費の90% ③ 現場管理費の90% ④ 一般管理費等の68% ⑤ その他の費用の92% ① から⑤の合計額（税抜） ただし、上記により算出した額が予定価格に7.5/10 を乗じて得た額を下回る場合は、予定価格に7.5/10 を乗じて得た額とする。	×	電子計算機（パソコン）でランダムに発生させた、変動係数1.00001~1.001（100通り）を乗じた金額（0.001%~0.1%の変動率）

<変動係数の決定について>

決定場所 契約課入札室（9階） ※公開

決定方法 開札日当日の一番早い開札時間までに決定。
決定した係数は、この日に契約課入札室で入札が行われる全ての対象工事に適用。
立会人が係数を発生させるパソコンのボタンを押下することも可能。
ただし、変動係数決定書に署名が必要。
※開札日当日の一番早い開札時間の15分前に入札室にお越しください。
（例）午前9時開札開始の場合、午前8時45分まで
立会人がいない場合は、職員が係数を発生させるパソコンのボタンを押下する。

公表方法 ただちに、閲覧室に変動係数決定書を掲示
準備ができ次第、ホームページにて公表
※ただし、当日の開札案件に紙入札がある場合は、変動係数の決定は非公開とし、
立会も認めません。また、当該開札終了まで公開しません。